

## 郵送によるマイナンバーカードを利用した転出について

マイナンバーカードを利用した転出を行った場合は、転出証明書を発行いたしません。新住所地での転入手続には、マイナンバーカードと4ケタの暗証番号入力が必要になりますので必ず持参してください。  
転入日から14日もしくは転出予定日から30日のどちらか早い日までに転入届の提出がない場合、転入届には転出証明書の添付が必要になりますのでご注意ください。

下記の郵送による転出届に必要事項を記入の上、必要書類を市役所へ送付してください。

- ・送付するもの
  - ①郵送による転出届(下記のもの)
  - ②届出人の本人確認ができる資料(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書等)の写し
- ・注意事項
  - ①有効なマイナンバーカードが手元にない場合はお手続できません。
  - ②本人以外のかたが新住所地で転入手続をされる場合は委任状を持参してください。
- ・宛先 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所市民生活部市民室市民課

### 郵送による転出届(特例)

		届出日	年	月	日
届出人	氏名				TEL
	住所				
転出日	年 月 日				
これから の住所			これからの 住所の世帯主		
芦屋での 住所	芦屋市	芦屋での 世帯主			

転出する人の氏名・フリガナ (世帯主を含め住所が変わる人全員)	生年月日	性別	世帯主との続柄	マイナンバー カードの有無
	西 明 大 昭 平 令	年 月 日		有・無
	西 明 大 昭 平 令	年 月 日		有・無
	西 明 大 昭 平 令	年 月 日		有・無
	西 明 大 昭 平 令	年 月 日		有・無

改訂 202512